

インドネシアにおけるベンチャー・キャピタル企業 (PMV) の事業展開に関する  
金融庁規則の改正  
(金融庁規則 2023 年第 25 号)

2024 年 3 月  
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二  
NY 州法弁護士 友藤 雄介  
インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

## 1. はじめに

インドネシア金融庁 (Otoritas Jasa Keuangan; OJK) は、ベンチャー・キャピタル企業 (Perusahaan Modal Ventura; PMV)<sup>1</sup>、およびシャリア・ベンチャー・キャピタル企業 (Perusahaan Modal Ventura Syariah; PMVS)<sup>2</sup>の事業展開に関する金融庁規則 2023 年第 25 号 (「本規則」) を 12 月 22 日に公布・施行しました。本規則は、2015 年 OJK 規則第 35 号 (「改正前規則」) に代わるものとなります。



## 2. 改定内容

### (1) カテゴリー化

本規則は、ベンチャー・キャピタル企業 (PMV)、およびシャリア・ベンチャー・キャピタル企業 (PMVS) を、資本参加等に重きを置くかまたは債権購入に重きを置くかに応じて、以下の 2 つカテゴリーに分け、カテゴリー毎に別個の要件を導入する旨を規定しております。

- ・ベンチャー・キャピタル・コーポレーション (Venture Capital Corporation) : 資本参加、転換社債の購入、および/またはベンチャー・ファンドの運営に重点を置く企業 (第 9 条 1 項(a))
- ・ベンチャー・デット・コーポレーション (Venture Debt Corporation) : 起業当初や事業開発段階において、ビジネス・パートナーが発行する債権 (イスラム金融に基づくベンチャー・キャピタル企業 (PMVS や UUS<sup>3</sup>) の場合はイスラム債権 (Sukuk) ) の購入による資金調達に重点を置く企業 (第 9 条 1 項(b))

### (2) ベンチャー・キャピタル・コーポレーションに関する規制

#### (a) 最低投資比率

ベンチャー・キャピタル・コーポレーション自身の最低投資比率として、ベンチャー・キャピタル・コーポレーションは、資本参加 (転換社債の購入によるものを含む) による投資が、ベンチャー・キャピタル・コーポレーションの事業活動全体の 51%以上を占めるようにしなければならず (第 17.1 条)、これは改正前規則の 15%から大きく変更されています。

<sup>1</sup>ベンチャー・キャピタル企業(PMV)とは、資本参加や融資を通じて、ビジネス・パートナー (本規則では、投資先又は融資先を指す) または債務者の事業に対して資金提供 (ベンチャー・キャピタル事業) を行う企業を指す (第 1.3 条)。

<sup>2</sup>シャリア・ベンチャー・キャピタル企業とは、シャリア(イスラム法)の原則に基づくベンチャー・キャピタル事業を行う企業を指す (第 1.2 条)。

<sup>3</sup>シャリア・ビジネス・ユニット (Unit Usaha Syariah; UUS) とは、PMV 本社のワーキング・ユニットであり、シャリア・ベンチャー・キャピタル・ビジネス事業活動を行う部署を指す (第 1.6 条)。

(b) 投資比率上限

これとは別に、投資先毎に対して投資比率の上限も設けられており、関連当事者への投資は投資先企業資本の 10%、非関連当事者の場合は、20%とされています（規則 25/2023 の 17.2 条）。

(c) 投資先

ベンチャー・キャピタル・コーポレーションは、インドネシア企業（又は、インドネシアで事業活動を行っている外国企業）への直接資本投資が要求されています（規則 25/2023 の第 17.3 条）。

(d) その他の要件

ベンチャー・キャピタル・コーポレーションは、適用される財務会計基準に従って減損損失を計算し、計上しなければなりません（17.6 条）。また、証券取引所に上場している企業への資本参加は、資本参加総額の最大 10%まで可能となります（第 17.7 条）。

また売却<sup>4</sup>に関しては、これまでは公募、私募、買い戻しによって実施されてきました（第 16 条）が、本規則では、他の投資家による買収、解散または清算、その他のコーポレート・アクションという 3 つの新たな売却メカニズムを導入しています（第 18.1(e)条）。ただし、これらは、インドネシア会社法等の規定に従って実施される必要があります。

(e) ベンチャー・ファンドの運営

ベンチャー・ファンドを運営する場合、ベンチャー・キャピタル・コーポレーションは OJK の許可の取得が求められます（第 19 条）。この許可をするための要件は、最低 500 億ルピアの自己資本を有し、調査、リスク管理、内部監査 IT、アンチ・マネーロンダリング、テロリズム、大量破壊兵器に特化したチームを擁する組織体制を保持し、少なくとも 1 人のマネジャーが過去 5 年以内に破産宣告を受けたことがないインドネシア人であり、同人が投資マネジャーの代表ライセンスを持ち、最低 3 年の経験を有することが求められます。また最後に、ベンチャー・ファンドの運営に関する標準的な業務手順を有することも求められます（第 21 条）。

**(3) ベンチャー・デット・コーポレーションに関する規制**

ベンチャー・デット・コーポレーションは、中小企業、または事業化の初期段階にある企業以外への融資を禁じられています（第 65 条）。なお、ここで言う中小企業とは、資本金が 100 億ルピア以下（土地建物を除く）、または年間売上高が 500 億ルピア以下の企業を指します（第 66 条）。

ベンチャー・デット・コーポレーションは、フォワードフィンギング・ファイナンス・スキームやジョイント・ファイナンスを通じて、当該ファイナンスの実施が認められている企業（銀行等）と協業することが出来ます（第 66 条）。

ベンチャー・デット・コーポレーションは、事業活動を行うにあたり、(a)財務会計基準に従ったギアリング比率、融資債権の質、損失引当金の適切な基準での維持、(b)BMPP<sup>5</sup>の維持、(c)払込資本に対する自己資本割合の維持（30%以上）等の基準を満たす必要があります（第 71 条）。

**(4) その他の要件**

<sup>4</sup> 売却（Divestment）とは、当社またはベンチャー・ファンドが保有する取引先株式の売却を言います（規則 25/2023 第 1 条第 17 号）。

<sup>5</sup> これは、規則 25/2023 の第 75 条に規定されている融資限度額を指します。

ベンチャー・キャピタル企業（イスラム金融に基づくベンチャー・キャピタル企業（PMVS、UUS）を含む）は第9条の事業カテゴリーに基づく事業活動を定款に記載する必要があり（第14条）、資本参加時には、フィージビリティ分析、ビジネス・スキーム、関連するビジネス・パートナーの事業見通しを実施する必要があります。（第15条）。

### 3. 結論

本規則により、ベンチャー・キャピタルに関連する企業は、ベンチャー・キャピタル・コーポレーションかベンチャー・デット・コーポレーションのいずれかに分類されるようになりました。また、インドネシア政府は、ベンチャー企業の活動を健全な形で活発化させることを狙い、2024年1月30日に、「ベンチャー・キャピタル企業の発展と強化のためのロードマップ 2024-2028」<sup>6</sup>を発表するなど行っています。今後は、このロードマップに沿う形、またはロードマップで示す姿を実現するために、関連する法規制の変更が考えられるところ、今後も留意していく必要があります。

#### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

#### < 著者 >



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management Universityに留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asiaに参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

[koji.umai@oneasia.legal](mailto:koji.umai@oneasia.legal)

<sup>6</sup>金融庁 HP (<https://www.ojk.go.id/iru/publication/detailpublication/11891/roadmap-for-the-development-and-strengthening-of-venture-capital-companies-2024-2028>) 参照。



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office

NY州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング企業での東南アジアのプラント建設契約（EPC契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023年からOne Asiaに参画。

[yusuke.tomofuji@oneasia.legal](mailto:yusuke.tomofuji@oneasia.legal)



Prisilia Sitompul (プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

[sitompul.prisilia@oneasia.legal](mailto:sitompul.prisilia@oneasia.legal)